

新型コロナウイルス感染症に関する小樽商科大学の対応について

令和3年12月1日改訂
小樽商科大学危機対策本部会議

本学では、11月1日以降、別添の行動指針（BCP）をレベル1に引き下げ、下記のとおり対応しているところです。

今後、忘年会や新年会、成人式等の行事により普段会わない方と会う機会も増え、屋内での活動も活発化し、感染リスクが高まる時期となるため、学生及び教職員の皆様におかれましては、年末年始に向けた基本的な感染防止行動の実践について、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

記

- (1) 研究指導を含む全ての後期授業（学部・大学院）は、対面授業と遠隔授業の併用とします。
- (2) 学生（学部学生・大学院生）は、大学行事に出席する場合、対面授業に出席する場合又は学内施設を一部利用する場合、感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパスへの入構を許可します。
- (3) 学生の課外活動は、一定の条件の下、本学公認サークルの活動を認めます。
- (4) 教員は、キャンパスへの出勤を可能とし、教育研究に支障のない範囲でテレワークを推奨します。また、国内出張及び海外出張（感染症危険レベルが1以下の場合に限る。同レベル2以上の場合には学長が特に認めた場合に限る。）は可能とします。
- (5) 職員は、テレワークや時差出勤を一部活用しながら、通常業務に従事します。
- (6) 会議等は、メール等による持ち回り（書面）やZoom等によるオンラインによる開催を推奨します。なお、感染拡大防止措置を講じたうえ、一部対面での開催を可能（会場の収容率は100%以下を厳守）とします。
- (7) 学生及び教職員は基本的な感染防止行動の実践について、別紙のとおり実践ください。また、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合又は濃厚接触者となった場合は、大学の担当部署（別紙参照）に電話で速やかにご連絡ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための小樽商科大学の行動指針（BCP）

レベル	授業	学生		教員	事務体制	会議等
		入構・施設	課外活動			
0		通常				
適用						
1	対面授業と遠隔授業の併用	対面授業に出席する場合又は学内施設を一部利用する場合、感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパスへの入構を許可	一定の条件の下、公認サークルの活動可能	①キャンパスへの出勤可（教育研究に支障のない範囲でテレワークを推進） ②国内出張は可 ③海外出張は可（感染症危険レベルが1以下の場合に限る。レベル2以上の場合には学長が特に認めた場合に限る。）	通常業務に従事（テレワーク・時差出勤を一部活用）	会議等は、メール等による持ち回りやZoom等によるオンラインによる開催を推奨。 ※感染拡大防止措置を講じたうえで、一部対面での開催は可（会場の収容率は100%以下を厳守）
2	対面授業と遠隔授業の併用	対面授業に出席する場合又は学内施設を一部利用する場合、感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパスへの入構を許可	一定の条件の下、公認サークルの活動可能 また、一部大会の参加も可能（確認書の提出が必要）	①キャンパスへの出勤可（教育研究に支障のない範囲でテレワークを推進） ②国内出張は可 ③海外出張の延期・中止（学長が特に認めた場合を除く。）	通常業務に従事（テレワーク・時差出勤を一部活用）	会議等は、原則としてメール等による持ち回りやZoom等によるオンラインで開催。 ※感染拡大防止措置を講じたうえで、一部対面での開催は可（会場の収容率は50%以下）
3	原則遠隔授業	事前予約等の感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパスへの入構並びに学内施設の一部利用可	課外活動の原則中止	①原則テレワーク（遠隔授業の準備・実施等のためのキャンパスへの出勤可） ②国内出張（不要不急の出張は自粛）は可 ③海外出張の延期・中止（学長が特に認めた場合を除く。）	テレワーク・時差出勤を活用し、大学機能を維持するための優先度の高い業務に従事	会議等は、原則としてメール等による持ち回りやZoom等によるオンラインで開催。 ※感染拡大防止措置を講じたうえで、一部対面での開催は可（会場の収容率は50%以下）
4	遠隔授業のみ	①キャンパスの入構禁止 ②学内施設の利用禁止	課外活動の中止	①原則テレワーク（遠隔授業の準備・実施等のためのキャンパスへの出勤可） ②国内外出張の延期・中止	テレワーク・時差出勤を活用し、大学機能を最低限維持するための業務を中心に従事	会議等は、メール等による持ち回りやZoom等によるオンラインでのみ開催（危機対策本部会議等は感染拡大防止措置を講じ、一部対面で開催）
5	全授業の休講	①キャンパスの入構禁止 ②学内施設の利用禁止	課外活動の中止	①原則テレワーク（執行部のみ出勤可） ②国内外出張の延期・中止	テレワーク・時差出勤を活用し、大学機能を最低限維持するための業務のみに従事	会議等の延期・中止（危機対策本部会議のみ原則オンラインで開催）

※1 本行動指針（BCP）は、感染拡大・収束等の状況に応じ、随時見直しを行う場合がある。

※2 レベルは、各項目に対して一律に適用することを原則とするが、項目ごとに異なるレベルを適用することもあり得る。

〈学生のみなさまに実践いただきたいこと〉

1. 「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避や「人と人の距離の確保」「不織布マスクの着用」「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止行動を実践する。特に、「換気」など屋内での感染防止行動を実践する
2. 発熱や咳があるなど、体調が悪い場合は、キャンパスへの入構やアルバイトなどの外出を控え、積極的に診察や検査を受ける
3. 混雑している場所ではできるだけ避ける。また、普段会わない方と会う際は、より一層感染防止行動を実践する
4. キャンパスへの入構中及びその前後における感染防止行動の実践を徹底する
5. 忘年会、新年会など飲食の際は、北海道飲食店感染防止対策認証店など、感染防止を徹底している飲食店等を選び、短時間で、大声を出さず、会話の時は不織布マスクを着用する。特に、大人数や普段会わない方の飲食の際は、より一層注意する

〈教職員のみなさまに実践いただきたいこと〉

1. 研究指導の担当教員は、感染防止行動の実践を徹底するよう学生に指導する
2. 発熱や咳があるなど、体調が悪い場合は、出勤・出張などの外出を控え、積極的に診察や検査を受ける
3. 混雑している場所ではできるだけ避ける。また、普段会わない方と会う際は、より一層感染防止行動を実践する
4. 忘年会、新年会など飲食の際は、北海道飲食店感染防止対策認証店など、感染防止を徹底している飲食店等を選び、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時は不織布マスクを着用する。特に、大人数や普段会わない方の飲食の際は、より一層注意する

(参考) 北海道の新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に関する情報

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm>

〈新型コロナウイルス感染症罹患者・濃厚接触者となった場合の大学への連絡先〉

学部生及び大学院生 : 学生支援課 (0134-27-5245) 又は保健管理センター (0134-27-5266)

留学生 : 国際交流室 (0134-27-5262)

教職員 : 総務課職員係 (0134-27-5209)

※夜間・休日の場合: 警備員室 (0134-27-5226)